

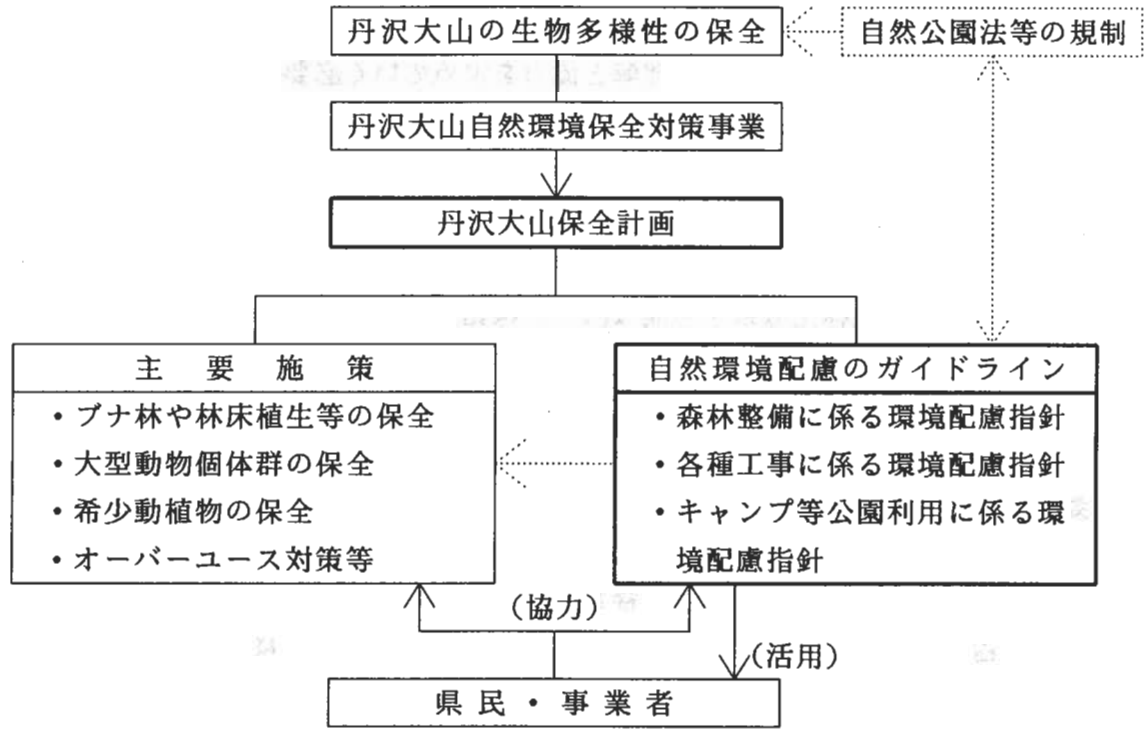
自然環境配慮のガイドライン

(第6章)

「自然環境配慮のガイドライン」の趣旨及び性格

- ◇ 自然生態系の劣化が進行している丹沢大山については、一刻も早く科学的かつ総合的な自然環境の管理に取り組むことが課題となっています。
しかし、丹沢大山の豊かな自然環境を将来にわたって維持していくためには、こうした取組みに加え、行政、事業者、県民等が、森林整備、各種工事及びキャンプ・登山等のレクリエーション活動を行うにあたって、自然環境に対して十分な配慮をする必要があります。
- ◇ そこで、丹沢大山の自然環境への配慮を実現するための指針として、「森林整備に係る環境配慮指針」、「各種工事に係る環境配慮指針」及び「キャンプ等公園利用に係る環境配慮指針」の3つについて設定するものです。
- ◇ この自然環境配慮のガイドラインは丹沢大山を対象として設定したのですが、その趣旨は、他の自然公園等の地域でも通用するものであり、広く活用されることを期待します。

《自然環境配慮のガイドラインの位置づけ》



1 森林整備に係る環境配慮指針

丹沢大山の大部分を占めている森林は、水源かん養、土壌浸食防止、洪水緩和、二酸化炭素の吸収・貯蔵等の機能のほか、木材の生産、野生生物の生息・生育地、自然公園の景観要素といった多面的な機能・役割を持っています。

本計画の目標である「生物多様性の保全・再生」の視点と丹沢大山の自然生態系の劣化の状況を踏まえると、これからの森林整備は、森林の持つ水源かん養や木材生産機能のほかに、野生生物の生息・生育地としての機能の維持という点にも配慮しながら実施する必要があります。

そこで、森林整備にあたっての自然環境配慮の基本的な方向を示すものとして本編を作成するものです。

1 環境配慮の基本的な視点

(1) 生物多様性の保全と林業活動

木材生産を主とする林業活動は、その取り巻く経営環境が厳しさを増しているため、停滞を余儀なくされ、手入れの行き届かない人工林が増加している。木材生産の場として利用しながら、丹沢大山の生物多様性を維持するためには、針葉樹人工林が適切に管理されることが重要である。そのためには、林業活動を活性化させるための公的な支援を行うとともに、森林所有者等の理解と協力を求めていく必要がある。

(2) 生物多様性の保全と森林整備

様々な生物が存在する丹沢大山を維持するためには、水源かん養や木材生産機能などの向上と合せて、森林生態系を可能な限り多様化することにより、野生生物の生息・生育の場としての機能の向上を図れる森林整備を行うことが大切である。

(3) 森林生態系の多様化の方向

- ア 丹沢大山の約3分の1を占めるスギ、ヒノキ等の針葉樹人工林を、野生生物の生息・生育が可能となるように、多様な森林構造をもつ人工林にしていく必要がある。
- イ 広葉樹林については、生物多様性の保全を図るために、多様な樹種及び草本によって構成される豊かな森林にしていく必要がある。

2 環境配慮事項

- ☐ 森林整備にあたっては、以下の環境配慮事項に留意し、多様な森林生態系の保全に努めること。
- ☐ 森林の有する機能は多面的であり、多くの場合それらが複合された形で発揮されていることから、森林を整備する際には、森林に対し求められている機能を十分に把握し、それに応え得る整備の目標を定めること。
- ☐ 整備目標の設定にあたっては、常に生物多様性の保全にも十分配慮して検討を行うこと。

(1) 針葉樹人工林の整備

〈問題点等〉

間伐等の保育手入れが行き届いていない針葉樹人工林では、林冠が閉鎖されやすいことから、草本類等の下層植生の退行が進むとともに、哺乳類、鳥類、昆虫等の食餌となる木の実、草本類等が不足することによって、野生動物にとっても生息しにくい環境となる。

自然植生の劣化が進行している丹沢大山において、保育手入れが行き届いていない針葉樹人工林が拡大することは、野生動物の生息地をますます狭めることになる。これは、生物多様性の保全上憂慮される事態をまねくことになると同時に、木材生産、水源かん養等の機能をも損なうことになる。

ア 整備の基本的方向

- ☐ 樹種、林令等を多彩にしながら、下層植生を豊かにして、野生動物が生息しやすい多様な構造をもつ森林づくりに努めること。
- ☐ 多様な構造をもつ森林とするために、針葉樹人工林においては、適切な保育管理を行うとともに、適地適木の原則に沿って、高木と低木からなる複層林、下層植生の豊富な巨木林、針葉樹と広葉樹からなる混交林などの多様な林型づくりに努めること。

(各林型の効果)

- 複層林

森林状態が常に維持され、下層植生も豊かな立体的な森林構造となることにより、

多様な生物相が形成される。また、表層土壌の保全や保水機能の向上などを期待することができる。

- 巨木林

適切な密度管理を行うことにより、土壌を保全するとともに、下層植生が豊かで、自然林に近い生物相や、種の多様性の保全が図れる林分構造をつくり出すことができる。

- 混交林

樹種構造が多彩になることにより、落葉、落枝等の有機物の供給が増加し、地力の維持及び増進を期待することができる。また、より多様な動植物が生息・生育することが可能となり、生物多様性の向上が図れる。

□ 施業区域、植栽樹種及び林型については、標高、土壌等の自然的条件、土地の利便性等の社会的条件に応じて決定するなど、適地適木適施業による森林づくりを進めるように努めること。

□ 針葉樹人工林の施業単位はできるだけ小面積とし、また、施業年次を分散させることによって、急激な環境改変を避けるように努めること。

□ 沢沿い及び尾根筋の針葉樹人工林は、可能な限り広葉樹等による混交林化に努めること。

(沢沿い及び尾根筋への自然植生導入の効果)

針葉樹人工林の中で、沢沿い及び尾根筋に野生動物の食餌やかくれ場所となる広葉樹等の樹木が連続すれば、野生動物の生息域かつ移動域となり、緑の回廊として遺伝的な交流を促進させることになると考えられる。また、沢沿いの自然植生の導入については、環境推移帯（エコトーン）として生物多様性に富んだ溪畔林を育てることになる。

イ 針葉樹人工林施業にあたっての留意点

□ 適期に間伐、枝打ち等の保育施業を実施し、林床植生が衰退しないように努めること。

□ 多様な動植物の生息・生育環境を保つため、除伐については、広葉樹等の保存について検討し、特に、高木性で郷土種の広葉樹が侵入している場合は、林地保全上の視点からも、極力残すように努めること。

□ 混交林造成等で広葉樹を導入するにあたっては、まず、自生している稚樹による導入を検討し、これが困難な場合や早期育成を必要とする場合には、苗木の植栽を行うこと。植栽する苗木については、遺伝的な攪乱を防ぐ観点などから、丹沢大山で産する種子による苗木を使用するように努めること。

□ 森林の伐採と植林は、草本類を急増させ、ニホンジカの餌場となり個体数の増加を招くことになるので、伐採・植林地には保護柵を設置すること。その際、伐採により相対照度の高くなっている周辺の林縁部も含めて、保護柵で囲うことが望ましい。

□ 混交林状態の森林で、施業区域内に希少動植物が生息・生育していることが判明した場合は、小面積であっても自然林として保全するように努めること。

(2) 広葉樹林の整備

〈問題点等〉

広葉樹林は、動植物の生息・生育上重要な生態系であり、生物多様性の保全に視点をおいた森林整備が強く求められる場所である。今、丹沢大山の広葉樹林では、下層植生が退行するなど、衰退した森林が増加している。

ア 整備の基本的方向

□ 森林の形態により、適切な整備手法を選択し、下層植生が豊富で、後継樹の生育する広葉樹林づくりに努めること。

□ 動植物の生息・生育環境の確保や林地保全上の観点から、施業を行わずに保全すべき森林も存在するので、整備手法の決定にあたっては、施業の実施の是非も含めて慎重に検討すること。

イ 広葉樹林施業にあたっての留意点

□ 高木層が成立していて、下層植生が豊かである森林の場合、施業をすることは、良好な生態的なバランスを壊すおそれがあり、整備手法は慎重に検討すること。

□ 高木層が成立しているが、下層植生が乏しい森林の場合は、施業が必要となるが、林齢と構成する樹種については十分留意すること。また、下層植生が乏しくなった原

因を調査し、必要に応じて、保護柵の設置、受光伐、植栽、土壌保全工等の整備手法を決定すること。

□ 整備によって生じた枝条等の処理については、できるだけ集積して、昆虫等の小動物の生息地にすることも検討すること。

□ 保護柵を設置したり、受光伐等を実施したところでは、稚樹の発生状況を調査し、量的に不足と判断された場合は、苗木の植栽を検討すること。植栽する苗木については、遺伝的な攪乱を防ぐ観点などから、丹沢大山で産する種子による苗木を使用するように努めること。

□ 風衝地、崩壊地等の成林が困難な場所は、周辺森林からの天然下種更新等の天然林施業による自然林への誘導に努めること。

□ 標高300m以下で、里山として管理されてきた痕跡のある森林では、里山の再生に向けて、適切な施業を実施するように努めること。

2 各種工事に係る環境配慮指針

丹沢大山自然環境総合調査で、丹沢大山の自然環境に影響を与えている要因の一つとして林道や堰堤等の工事があげられています。また、環境に対する影響の事前評価が十分でないことや、工事における環境配慮の不足などが指摘されています。

工事を実施すると自然生態系に何らかの影響を与えることになりますが、丹沢大山の生物多様性を保全していくためには、その影響を極力軽減するよう最大限の環境配慮を行うことが求められます。特に、野生動植物の生息地・生育値・繁殖地として自然環境保全上重要な地域については、高標高地や水辺などの人為的インパクトに弱い地域に多く、大規模な工事を控えるなどの対応を各機関で再検討する必要があります。

このような背景から、丹沢大山における各種工事の計画や施工に際しての環境配慮の考え方を示す必要があり、ここに「各種工事に係る環境配慮指針」を定めるものです。工事による影響を緩和し、自然環境を保全するための指針として活用されることを期待します。

なお、平成10年 4月 1日から実施されている「庁内環境管理システム」で、神奈川県が工事を計画・施工する際の環境配慮についても定められています。丹沢大山において神奈川県が行う工事については、この「庁内環境管理システム」によるほかに、本編の「各種工事に係る環境配慮指針」に沿った配慮を行い、自然環境への影響の軽減に努めてください。

1 環境配慮の基本的な視点

(1) 生物多様性の保全と各種工事

工事による自然環境への影響は、工作物の建設、掘削等による直接的なものや、工作物の完成後の動植物の生息・生育環境の悪化など様々であり、予測しにくいものも多い。

そこで、生物多様性の保全を図るために、工事を計画するにあたっては、工事を行う区域及びその周辺の環境情報の集積や、野生動物の行動、生態等の把握に努めるなどして、現地の状況に応じた最良の方策により、自然環境への影響を緩和する必要がある。

(2) 環境配慮技術の向上

事業者は、工事による自然環境への影響を極力緩和していくために、従来の工法を見直し、自然にやさしい施工技術を研究・開発するなど、自然環境配慮のための技術的な向上を図ることが大切である。

2 環境配慮の基本的方向

(1) 各種工事に係る環境配慮指針の適用範囲

- 丹沢大山で行われる道路工事、砂防堰堤工事、治山堰堤工事その他の自然環境に大きな影響を与える可能性の高い工事については、本指針に沿った環境配慮を行うこと。なお、それ以外の工事についても、本指針を積極的に活用し自然環境に配慮して工事を進めること。

(2) 重点管理区域における環境配慮

ア 重点管理区域の区分

重点管理区域内の環境特性にかんがみ、当該区域を次の3地域に区分する。

- ① 重点管理区域のうち、丹沢大山国立公園に係る特別保護地区及び第1種特別地域
- ② 重点管理区域のうち、丹沢大山の生物多様性の保全上重要な地域と認められる50頁の位置図で定める冷温帯樹林及び暖温帯樹林に係る地域並びに沢に係る重点管理区域
- ③ 重点管理区域のうち、前記①及び②を除く部分

イ 重点管理区域内での環境配慮

- 重点管理区域内では、次により特に環境配慮に努めること。

a 前記アの①及び②に係る地域

当該地域においては、工事の計画段階から、81頁の3(1)で示す調査方法により、計画地周辺の動植物の生息・生育状況を十分把握し、自然環境に与える影響を調査すること。その上で、工事の実施の是非について慎重に検討すること。

工事を実施する場合でも、必要最小限度の範囲とし、本指針の「環境配慮事項」に沿って十分な環境配慮を行うこと。

また、計画段階から協議を行うこと。

b 前記アの③に係る地域

工事は必要最小限度の範囲とし、本指針の「環境配慮事項」に沿って十分な環境

配慮を行うこと。また、計画段階から協議を行うこと。

(3) 重点管理区域以外の丹沢大山における環境配慮

- ☐ 工事は必要最小限度の範囲とし、本指針の「環境配慮事項」に沿って十分な環境配慮を行うこと。

3 環境配慮事項

- ☐ 事業者が対象事業を実施する上での環境配慮事項は、以下に示すとおりとし、工事の内容等により、これによりがたいものが生じたときは協議すること。
- ☐ 事業者はこの環境配慮事項に基づき対象事業の規模等の内容を考慮して、環境配慮に努めること。

(1) 計画

〈問題点等〉

一部の工事を除き、環境に対する影響が事前に評価されないまま計画されていることから、自然生態系や絶滅が危惧される動植物の保全対策が十分ではない場合が多く、種によっては、工事の影響で致命的な事態を招くことも考えられる。

- ☐ 計画地周辺の動植物の生息・生育状況の把握に努め、建設目的、規模、場所等を踏まえた必要最小限の計画を検討すること。
- ☐ 前記2(2)ア①及び②に掲げる地域以外の地域であっても、自然環境保全上必要と認められる場合は、計画地周辺の動植物の生息・生育状況を十分把握し、自然環境に与える影響を事前に調査し、前記2(2)イaに準じた環境配慮を行うこと。
自然環境に与える影響の調査は、次の方法により実施すること。

- a 計画地周辺の動植物の生息・生育状況について、公的機関の既存資料により調査を行ない、必要に応じて、専門家の助言を求めたり、現地調査を行うなどして、詳細に把握する。

b 計画地周辺の環境特性や生物相・生態系を把握し、極力影響の少ない計画とするために、次の事項について調査を行う。

- ① 環境変化に弱い水辺や湿地に生息する動物
- ② 猛禽類等生態系の上位動物の営巣地、採餌地
- ③ 特異な生物相を有する地域（露岩地、崖、洞窟、滝、沢等）
- ④ 絶滅が危惧されている種、特産種、希産種等（神奈川県レッドデータ生物報告書等参照）

□ 動植物の生息・生育状況や前記事前調査の結果等を踏まえて、環境影響緩和対策を検討すること。

- a 工種・工法の選定や労務・資材の搬入方法等について、常に自然環境に対する影響緩和を視野に入れ、決定された計画であっても見直しを検討する。
- b 林道等では、環境配慮のために有効な路線を検討する。

(2) 設計

〈問題点等〉

設計は、機能性、経済性、安全性等が重要視されることにより、結果的に、従来からの標準的な構造となりがちであり、野生動物等に対する影響の軽減策については、検討されにくい傾向にあった。

□ 現地を踏査し、きめ細かな環境影響緩和対策を検討し、設計すること。

- a 動物の移動経路（けもの道）や水のみ場、大径木などの分布調査を行い、動植物への影響を極力軽減するための線形、位置、構造等を検討し、また、やむを得ずけもの道等を分断する場合は、その代替策について検討する。
- b 治山工事等では、仮設進入路のほかに、ヘリコプター、索道、モノレール等による資材等の搬入ができないか検討する。
- c 可能な範囲で、自然資材の積極的な活用を検討する。

□ 新規土地改変量の低減（必要最小限の改変）に努めること。

- a 工作物の安全性を確保する中で、土工量の低減化を検討する。

- b 切取断面や盛土断面を少なくするための検討をする。
- c 土留等の工作物（仮設工作物を含む。）による土地改変量の低減化（法面との比較）を検討する。

□ 残土を適正に処理すること。

- a 残土は、原則として自然公園区域外へ搬出することとする。自然公園区域内での処理はやむを得ない場合のみとし、その場合は、理由と残土の適正処理に係る計画を明確にする。
- b 自然公園区域内で残土処理を行った場合は、処理場所に存する良質な表土を活用するなどして、早急な緑化に努める。

□ 新たに法面が生じる場合は、自然環境に配慮した緑化に努めること。

- a 法枠工等では、既存の大径木の位置に留意して、既存の立木を生かす形で法枠の位置を検討する。
- b 法面の緑化には、極力郷土種の苗木や種子を用いる。
- c 肥料は有機質態のものを用い、化学肥料の併用は最小限にする。

□ 生物の移動経路の確保に努めること。

- a 橋梁、ボックスカルバート、パイプ通路等により、動物移動経路との平面交差を極力回避する。
- b 大型動物の移動障害となるガードレールや擁壁等を一部開口する。
- c 動物移動経路への誘導植栽及び隠れ場所を提供する。
- d 小動物が落下しにくい構造の側溝（L型側溝、皿型側溝等）を設置したり、側溝、溜枳等に脱出用スロープを設ける。
- e 必要に応じて、道路への動物の飛出しができないような対策を講じたり、動物飛出し注意の標識を設置する（ロードキル対策）。
- f 常水の沢で堰堤を建設する場合は、落差の軽減を図ったり、魚道を設置するなどして、水生生物の生息環境の保全に配慮する。
- g 落石防止ネットを設置する場合、動物が入り込んでも脱出できるような工夫を検討する。

☐ 多孔質資材等の利用による生物の生息・成育空間の確保に努めること。

- a 石、砂利、木材等の自然素材を利用する。
- b 堰堤工事等では、極力粗面仕上げのものを用いて、隙間や凹凸が植物の定着場所、動物のすみか、昆虫の移動経路等として利用できるようにする。
- c 流路工等では、フトン籠、蛇籠等を導入する。
- d ツル植物等による壁面緑化を図り、小動物の生息空間を拡大する。

☐ 環境推移帯（エコトーン）による段階的移行に努めること。

- a マント群落やソデ群落のスペースを確保するなど、ゆるやかな環境移行になるように方策を検討する。

☐ 代替環境の提供に努めること。

- a カエル等の水生動物の産卵場所への移動経路を分断する場合は代替の水辺環境を創造し提供する。
- b 生息環境の整備を図る。
 - ① ビオトープ手法を駆使した整備を行う。
 - ② カントリーヘッジなど昆虫の餌場、越冬地、隠れ場所等を確保する。
 - ③ 在来種である野鳥の食餌木等を取り入れた緑化を図る。
 - ④ 湧水や道路からの排水を利用した水生生物の生息環境づくりを図る。
- c 新たに代替の生息環境を創出する工法を設計・施工する場合は、事前に自然保護課等に相談する。

☐ 猛禽類等の営巣場所や小動物の生活の場となるような大径木の保全を図ること。

☐ 昆虫等の食料、越冬、隠れ場所などに利用される枯損木は、危険のない範囲で、なるべく放置すること。

☐ 水系（沢）の保全に努めること。

- a 橋梁を設置するなど、沢の埋め立てを回避した工法を検討する。
- b 護岸等の多孔質環境を創造する。

- c 透水性の側溝や舗装等を導入する。
- d 林道の開設にあたっては、現状の水系を変更しないように配慮する。

☐ 注目種の保全に努めること。

- a 絶滅が危惧されている種、特産種、希産種、食物連鎖の上位種等の希少動物の行動圏内を極力保全する。
- b 工事区域内に絶滅が危惧されている種、特産種、希産種等の希少植物が生育している場合は、移植等の対策を検討する。

☐ 作業ヤードやストックヤードの設置場所を検討すること。

(3) 施工

〈問題点等〉

工事現場に携わる従業員等の自然環境に対する啓発については、普及する機会が少なく、十分とはいえない状況にある。現場での環境配慮が欠如しているために、より大きな影響を受ける小動物等も少なくないと思われる。

☐ 大気汚染の防止を図ること。

- a 施工機械を良好に整備する。
- b 廃材等の現地焼却は行わない。

☐ 水質汚濁の防止を図ること。

- a 土砂流出を防止するため、仮排水路としてビニールシートの敷設や、雨水の分散処理、土砂の転圧、整地、早期緑化等を行う。
- b コンクリートミキサー車の残りコンクリートの洗い流しなど、アルカリ性排水の流出は行わない。
- c 油分の流出は行わない。

☐ 植物・動物の保護のため、次の点に配慮すること。

- a 工事区域周辺の林内を踏み荒らさない。
- b 工事区域外の森林の損傷の防止に留意する。少量の残土を現場に敷きならして処分する場合は、周辺の林床植生や沢に投棄しないように注意する。
- c 夜間工事は行わない。
- d 測量作業を行う際は、伐採は必要最小限にする。
- e 低公害型機種を選定し騒音、振動を低減する。
- f 残飯は持ち帰るなど、その処理を徹底する。
- g 希少動物等の繁殖期を回避するなど、着工時期や工事期間の検討を行う。
- h 岩、倒木、切り株等、爬虫類（ヘビ類等）の冬眠箇所となる場を提供する。

☐ 工事関係者の意識啓発に努めること。

- a 公園内工事における環境配慮の手引き書等を配付する。
- b 緊急的な自然環境保全上の問題が発生した場合に、自然保護課等に連絡・相談する体制を整えておく。

☐ 工事完了後の環境モニタリング（工事完成後の環境調査、チェックシートの作成、環境保全目標種の選定等）に努め、特記すべき事項は自然保護課に報告すること。

☐ 工事仕様書や現場説明会による配慮事項の周知徹底を図ること。

☐ 施行計画書による配慮事項の確認に努めること。

☐ 動物を目撃したり、希少な植物を発見した場合は、記録簿や写真等を自然保護課に提供するなど、動植物の生息・成育状況の調査への協力に努めること。

☐ 自然公園指導員等による現場調査への協力に努めること。

☐ 常に環境情報の収集に努め、環境配慮に関する新技術の導入（樹木温存工法等）を図ること。

3 キャンプ等公園利用に係る環境配慮指針

環境庁自然保護局が毎年実施している自然公園利用者数調査によると、自然公園の数が増加した要因もあり、年々利用者数が増加し、平成8年度には全国で年間1,007,710千人にも達しています。このうち丹沢大山国定公園は3,752千人、県立丹沢大山自然公園は2,814千人の利用を記録しており、最近の利用者数は高い水準で推移しています。これは、レクリエーションブームや人々の自然指向の高まりなどが要因と考えられますが、こうした傾向は当分続くものと予想されます。

自然公園を指定する趣旨は、すぐれた風致景観を保護するとともに、その利用の増進を図り人々の休養、教化等に資することです。このような趣旨、さらには自然保護意識の普及の観点からすると、自然公園利用者の増加傾向は好ましいことといえます。しかし、丹沢大山への人の流入が、様々な形で自然環境に悪影響を与えていることも事実です。丹沢大山の自然環境の劣化が進行していることを考えると、これまで以上に、自然に対して十分に配慮された適切な公園利用が望まれます。

そこで、丹沢大山におけるキャンプ等公園利用にあたっての自然環境への配慮指針をここで明らかにするものです。

1 環境配慮の基本的な視点

ゴミの放置や山草の不法採取などは、基本的には利用者の個人的なマナーの問題ともいえるが、現在の荒廃している丹沢大山の自然環境の状況にかんがみると、利用者はキャンプ、登山等の自然利用のあり方について問題点をとらえながら再点検し、常に生物多様性を保全することの大切さを念頭に置いて、環境に配慮した行動をとる必要がある。

2 環境配慮事項

□ 丹沢大山でキャンプ、登山等のレクリエーション活動を行う場合は、以下の環境配慮事項を順守するとともに、自然公園指導員等による口頭指導や、自然公園利用に関して注意事項を記載した看板、パンフレット等に従うこと。

(1) 一般的事項

ア 山草の乱採取等の防止

〈問題点等〉

丹沢大山には、ラン等貴重な種類の山草が自生しているが、山草ブームによる乱採取により、アツモリソウ、ウチョウランなどを始めとしたラン類では多くの種が絶滅、またはそれが危惧される状況になっている。

- ☐ 丹沢大山の木竹、草本類を、むやみに傷つけたり、採取しないこと。
- ☐ 高山植物その他の類する植物で、環境庁長官、知事が指定するものを許可なく採取することは、法令上処罰の対象となることもあり、厳に慎むこと。

イ ゴミやし尿に関する配慮

〈問題点等〉

ゴミは、自然公園の利用者等が無意識に遺棄するもの、意図的に遺棄するもの、林道沿線に粗大ゴミを投棄する悪質なものなど様々である。山地におけるゴミの増加は、単に美観を損ねるだけでなく、自然生態系への影響が極めて大きく、丹沢大山におけるゴミ対策のあり方が問われている。

また、利用者の増加は、山小屋等のトイレの過剰利用にもつながり、許容量超過を原因とする土壌汚染、水質汚濁といった生態系の破壊を引き起こすおそれがある。

- ☐ キャンプ、登山等により生じたゴミは放置せず、必ず利用者が持ち帰ること。ゴミ箱等受入れ体制が整備されている箇所においても可能なかぎり持ち帰ること。
- ☐ 山小屋、キャンプ場等の経営者は、ゴミやし尿について、自然環境に配慮した適切な処理を行なうとともに、利用者に対しても、自然環境への配慮について指導するよう心掛けること。

ウ 野生生物との関わり

〈問題点等〉

厳しい自然の中で生存している動物に対して、人間が安易に餌を与えると、その個体数が急増するなど、従来からの自然生態系を破壊することにもつながりかねない。また、

丹沢大山において、今後、在来種との競合を生じる可能性のある帰化生物が存在することが指摘されている。

- ☐ 野生動物への人為的な給餌を行わないこと。
- ☐ 野生動物は、本来、人の前に姿を現さないということを認識し、むやみに接触を求めないこと。野生動物が餌を求めて近付いてきても、追い払い、人に慣れさせないこと。
- ☐ 生物相の攪乱防止の観点から、在来種以外の動植物については、混入、流入を避けること。

(2) 登山

〈問題点等〉

丹沢大山には、東京から大阪まで続く東海自然歩道の一部、関東1都6県を回廊状に結ぶ「関東ふれあいの道（首都圏自然歩道）」の一部が通過するほか、多くの登山道が縦横に走っており、「丹沢大山自然環境総合調査報告書」によると、丹沢山系に入山する利用者は年間およそ100万人と推計されている。

過剰利用により踏み荒らされた登山道は、雨の水の流路となり、土砂流出により谷状に変化する。この谷状の登山道は非常に歩きにくく、登山者はこれを避けて登山道はずれて歩くため、登山道周辺の植生の破壊が進行している。

- ☐ 登山道以外の場所に立ち入らないこと。
- ☐ 木道が設置してあるところは、木道を歩くこと。
- ☐ 登山道及びその周辺の荒廃を招いているのは、登山者一人ひとりであるという認識をもち、自然環境保全のための周知看板、案内板、保護柵等を壊したり、落書きをしたりすることは厳に慎むこと。

(3) 河原等でのキャンプ

〈問題点等〉

河原でのキャンプ活動による雑排水の流出、キャンプ跡の不始末、溪流周辺の自然植生の踏み付け等により、沢の水質悪化を招いているほか、溪流周辺の生態系へ悪影響を及ぼしている。自然環境に配慮した適切なキャンプ活動が望まれる。

- ☐ キャンプは、鳥や小動物の生息地となっている溪流周辺の草地等では行わないこと。
- ☐ 溪流周辺では、むやみに草地等を歩き回らず、自然生態系を荒らさないように配慮して行動すること。
- ☐ 川で皿、鍋等の食器類を洗わないこと。なお、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、河川区域、湖辺等において調理、野営等の活動を行うときは、油、洗剤等を含む排水を排出することによる水質汚濁の防止に努めなければならないこととされている。
- ☐ 自然環境を破壊・衰退させる材料等を使用しないこと。
- ☐ キャンプにより生じたゴミは放置せず、必ず利用者が持ち帰ること。ゴミ箱等受け入れ体制が整備されている箇所においても可能なかぎり持ち帰ること。
- ☐ デイキャンプでバーベキューを作るなどの行為をした場合は、材料、木炭等を放置せず、後片付けを的確に行なうこと。
- ☐ キャンプ場の経営者は、キャンプによる水質汚濁等の可能性があることを認識し、利用者に対しても、自然環境に対する配慮について指導するよう心掛けること。

(4) 溪流釣り

〈問題点等〉

釣人が放置した釣針やテグスにより、鳥類などが事故死するケースがある。また、釣人による丹沢産ではない淡水魚の放流のために、魚類の生物相の攪乱が顕著になっている。

- ☐ 溪流釣利用の跡始末を適切に行い、釣針やテグスは絶対に放置しないこと。

- ☐ 釣針やテグスが付いたままの魚を放置しないこと。
- ☐ 溪流に在来種ではない魚類を放流しないこと。
- ☐ 溪流周辺では、むやみに草地等を歩き回らず、生態系を荒らさないように配慮して行動すること。

(5) 狩猟

〈問題点等〉

密猟、自然公園内での猟犬の放置等が行なわれると、特定の種の減少や野犬が増加するなど、丹沢大山の自然生態系を破壊するおそれがある。

- ☐ 狩猟に関する法令に従い、狩猟に関するマナーを順守すること。
- ☐ 関係法令など狩猟に関する知識のみならず、自然環境の保全に関する知識の習得に努めること。
- ☐ 猟区等に猟犬を放置しないこと。
- ☐ 森林、草原等の生態系を荒らさないように配慮して行動すること。

(6) 自動車の利用

〈問題点等〉

自然公園内の通行車両が増加すると、排気ガスにより植物へ悪影響を及ぼすほか、自動車騒音により野生動物の安息を脅かすことになる。

また、最近では、自然指向を目指したRV車の河川敷内への乗入が相次ぎ、車輪による河川植生の破壊が指摘されているところである。

- ☐ 可能なかぎり、自家用車による公園利用を避けるように努めること。
- ☐ 一般車の通行禁止措置が採られている林道には許可なく侵入しないこと。

- ☐ 自然公園内を通行する場合、野生動物の飛び出し等に注意すること。
- ☐ 安全かつ適切な駐車場利用を行い、路上駐車等の違法駐車は避けること。
- ☐ 駐車中のアイドリングは行なわないこと。なお、環境負荷の低減の観点から、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、駐車をする場合には、原動機を停止しなければならないこととされている。
- ☐ 自動車で溪流周辺の河原等に乗入れないこと。

(7) 自然利用に係るマナーの向上

〈問題点等〉

キャンプ等自然公園利用による自然環境の悪化は、利用者のマナーの悪さによるところに大きな要因があると考えられる。自然公園を利用するときは、自然生態系への配慮を常に念頭に置いて行動すべきであり、また、利用者は自然環境の保全に関する知識をさらに向上させる必要がある。

- ☐ 自然利用に係るマナーの修得については、家庭、地域、学校、職場等において、様々な機会をとらえて行なわれるように努めること。
- ☐ 各種団体やボランティアによる山岳クリーン活動、ゴミ持ちかえり運動、自然に親しむ運動等の各種イベントに参加したり、自然公園の紹介施設であるビジターセンターを利用するなどして、丹沢大山の自然に対する知識の修得に努めること。
- ☐ 巡視活動を通じて登山者等へのマナーの徹底を図っている自然公園指導員の指導に従うこと。